

## 議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成23年6月24日（金）  
午前10時00分～11時30分  
場所 第1委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 神保委員 桑原委員 原委員  
添田委員 三橋委員 （ほか傍聴議員4名出席）  
事務局 鐘ヶ江庶務課長 和田副主幹

委員長 配付資料に関連して補足する。今後の検討課題に5月に行った露木氏の講演内容が参考になると思うので、その要点を列挙する。

- ・議会基本条例と自治基本条例を、整合性の取れた形で制定
- ・議案に対する議員の賛否を公表する
- ・開成町では、日曜議会を実施後、傍聴が徐々に増えつつある。  
費用対効果については、住民だけでなく答弁に関わる職員の資質向上に寄与するものであり、問題視していない
- ・逆質問制度（反問権）の付与
- ・議会と行政の対立構造は適さない

廣瀬法政大教授に講演会・アドバイザーの依頼文を出す予定である。

今日配付した資料は、前文を修正したものと目的規定。意見をどうぞ。

委員 前文で、公開という言葉も良いが、同じような表現が続くのが気になる。

委員 傍聴を許可するというのは、いわば議会側の“上から目線”とも取れるので、この修正案の通りで良いと思う。

委員長 前文は前回の案を修正したもの。目的規定についてはどうか。  
(異議なし)

委員長 私の意見だが、第1章に第1条の目的に加えて第2条として「基本理念」を加えてはどうかと思う。

委員 町民に分かりやすい条例にするためにも、条項は少ない方が良い。

委員 目的と基本理念の違いがよく分からない。

委員長 これを即採用というのでなく、今は意見を自由に出して後で取捨選択すれば良い。これはあくまでたたき台だ。

委員 「理念」という言葉は分かりづらい。茅ヶ崎市の条例は分かりやすい。第2条に条例の位置付けについての規定がある。

委員 茅ヶ崎市の条例にも入っているが、位置付けや所沢市のように役割を入れた方が良い。議会はそもそも何をやる場所なのかを町民に対して明らかにするこ

とは必要だ。

委員 すべて公開とすることについて、議会で取り扱うものの中にも非公開としなければならない事案も時には出てくるだろう。例えば個人情報や守秘義務に関すること、議長采配の中で公開できないものなど、情報漏えいへの注意も必要であると思う。

委員 あくまで会議は公開が原則。個人情報を取り扱う場合など特殊な事情のあるときだけ非公開とする。

委員 会議の公開という項目でその件を提案すれば良い。

委員 第3章、町民と議会の関係というところで、町民の意見を吸い上げる場が議会報告会しか挙げられていない。所沢市だと意見提案手続というのがあって、基本的な政策立案については、パブリックコメントを入れてはどうか。

委員 ある自治体では議会だよりにアンケート用紙を差し込んで配付しているということだ。返答率は10%~15%ということだが、条例に議会独自の広報制度を入れるかどうかも検討の対象では。

委員長 意見収集手続きを条例に入れるということか。

委員 条例に盛り込むことにより、行政に対する牽制にもなる。

委員長 この第1章から第9章までの項目の案についてよろしければ、各条に入っていきたいがいかがか。

委員 茅ヶ崎市のように、議会図書室や議会広報の充実や、専門的識見の活用、議員研修に加え予算の確保が盛り込まれている。ここまでやる必要は無いのかもしれないが、議会と議会事務局の体制整備の重要性にふれていたが、これらを盛り込むのは大切だ。

委員 章として議会改革の推進を入れてはどうか。

委員 議会改革の推進は第9章の評価・見直しに入るのでは。

委員 事務局の整備は重要で、あくまで議員活動を補佐又は充実させる機能を果たすべきものだが、人員の増とか予算増など、どこまで網羅するかは検討課題。

委員 議会と事務局の体制については第6章に条として入れてはどうか。調査機関の設置、議会サポーターの設置など。議員の身分というところでは、議員定数、議員報酬など入れる。

委員 予算の確保というのは入れておいた方がいい。今回の講演会を企画しても、予算の裏付けがないと動きづらい。

委員 議会サポーターは必要ないのでは。

委員 議会サポーターを募り、とあるのだが実態は不明。

委員 要するにシンクタンクのようなものの設置が可能になるということではないか。予算も確保する必要があるが出てくる。

委員 あくまで議会機能確保という意味での予算確保ということである。

- 委員 シンクタンクといっても町民の参加ということであれば、町民から選ばれた我々議員は不要ということになりかねないのでは。
- 委員 我々議員が政策の提案をするとなったとき、法制上の相談をしながら、しかも専門的な意見を求めることができるということだ。
- 委員 学識経験者の意見活用は自治法第 109 条で保障されているということで、茅ヶ崎市の逐条解説によれば、これに基づいて条例第 22 条に専門的識見の活用という見出しで規定されている。
- 委員 調査機関の設置とサポーターの違いは何か。
- 委員 調査機関とは自治法第 100 条に定める調査のことをいい、設置には議決を要する。サポーターは事務局にそうしたチームをつくる。これらは参考にする。
- 委員長 今後の進め方について。
- 委員 試案作成グループを作って、その案を委員会で討議するというのはいかがか。
- 委員 試案とはどういうものを作るのか。各市町のいくつかを選択したものなのか、キーワードだけ出してたたくのか。やり方を決めてほしい。
- 委員 当該委員において、これが妥当だろうという案を出せばいいのであって、各市町の項目を列挙する必要は無い。
- 委員長 作成グループの委員を、どのように選ぶのが良いか。  
(委員長一任の声)
- 委員長 それでは、根岸副委員長、原委員、添田委員にお願いします。
- 委員 その作業について傍聴等できるのか。
- 委員 あくまで作業であって試案制作中の委員に対し意見を述べる必要はない。
- 委員 意見があれば委員会で出していただきたい。
- 委員長 10 月 30 日開催予定の講演会のチラシについて。  
小笠原委員と桑原委員に広報担当ということをお願いしている。
- 委員 広報の記事に入れるほか、回覧板 1,400 枚、掲示板や施設にも適宜貼りだすなり配布していきたい。議長名で町へ後援依頼をする。また、老人クラブなど各団体など合わせて 5,000 枚ほど配布する予定。  
配布、回覧は 9 月末日 10 月初めで、チラシ案は 8 月の委員会で出す。印刷に出す予算は無いため、輪転機で 1 色刷り。
- 委員 チラシには 3 回の町民ミーティングのうち初回分を載せていただきたい。
- 委員長 それでは次回の委員会までに試案を作成してほしい。
- 委員 町民に説明できる理論だても必要だ。
- 委員長 次回の委員会は 7 月 25 日に開催する。